

## 下條村 住宅リフォーム等補助事業補助金交付要綱

### 第1条（目的）

この事業は、下條村内の住宅関連産業を中心とした地域経済活性化を図るとともに、住民の生活環境の向上を目的に、住宅リフォーム経費の一部を補助する。

### 第2条（補助対象）

補助の対象となる施設（以下「対象施設」）は、当該年度の固定資産税が納付されており、次に該当する施設で、村内の建築土木施工業者、村内に事業所を置く建築土木施工業者、又、それに準ずる者が施工する工事であること。ただし固定資産税が課税されていない施設はこの限りではない。

- (1) 村内に住民票をおき、村に対して納付義務のあるすべてのものに滞納のない住民が居住している家屋、及びその家屋に関する施設。（一般住宅）
- (2) 村内に住民票をおき、村に対して納付義務のあるすべてのものに滞納のない住民が共同使用している家屋、及びその家屋に関する施設。（集会所等の共同施設）
- (3) 過去に当該補助金を受けていない施設、または、すでにこの補助金を受け第5条の限度額を達していない施設。

### 第3条（対象工事）

補助の対象となる工事は、次のいずれかに該当し、工事に係る経費が20万円以上のものに限る。

- (1) 住宅等の増改築・修繕・一部改築・壁紙・障子・襖・畳等の張り替え・外壁等の塗装・屋根修理・窓・トイレ・風呂・給排水改修・フェンス・石積み・ブロック積み・電気施設・進入道路・宅地の塗装・車庫改修等の工事
- (2) 国、県、又は村の他の補助制度の対象となる工事と重複しない部分の工事。
- (3) その他、村長が認める経費。

### 第4条（対象外工事）

次の事項にあてはまる経費は、補助の対象外とする。

※別表のとおり

### 第5条（補助金の額）

補助金は次のとおりとする。

- (1) 補助金は、村内の建築土木施工業者等による20万円以上の工事の4分の1とし、千円未満を切り捨てる。上限は居住用財産に対して限度額60万円とする。
- (2) 補助金の交付は敷地内につき1回とし、居住用財産で他の対象工事を行う場合は、当該補助金限度額から過去に交付された補助金を差し引いた額まで申請可能とする。  
なお、上限額に達した者は、5年間は申請できない。
- (3) 自然災害等により共済金等が支払われる場合については、対象工事費から支払われる金額を差し引いた額を対象工事費とする。
- (4) 上記の居住用財産とは、生活するために必要とする、住宅家屋と敷地を指す。

## 第6条（補助申請）

補助金交付申請書（様式第1号）は、補助対象者は着工前に次に掲げる書類等を添えて村長に提出するものとする。申請者は所有者とする。

また、施行業者、それに準ずる者が提出する場合は、補助対象者の委任を受けて提出するものとする。

- (1) 実施計画書（様式第1号の2）
- (2) 当該費用の総額及び内訳のわかる書類（施工業者が作成したものに限る）
- (3) 平面図（工事箇所の分かる図面）
- (4) 対象施設の位置図
- (5) 工事予定箇所の写真
- (6) 他補助制度を利用する場合は、申請書及びその内容の分かる書類

## 第7条（交付決定）

村長は、前条の申請書の提出がされたときは、その内容について調査し、及び確認した上、補助金を交付するか否かを決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

## 第8条（計画変更の承認申請及び決定）

前条により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」）は、交付決定の通知を受けた後において、交付申請の内容を変更しようとするとき、または、補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに計画変更・中止・廃止申請書（様式第3号）に実施変更計画書（様式第3号の2）を添付し、村長に提出しなければならない。

村長は、前項の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するかどうかを決定し、計画変更・中止・廃止決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

ただし、補助金額及び申請された箇所とは異なる新たな工事箇所の追加等がない場合はこの限りでない。

## 第9条（実績報告）

補助対象者は、対象工事等が完了した後、速やかに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 実施決算書（様式第5号の2）
- (2) 領収書の写し
- (3) 当該費用の総額及び内訳のわかる書類（施工業者が作成したものに限る）
- (4) 写真（工事前、工事中、完成）
- (5) 他補助制度を利用する場合は、申請書及びその内容の分かる書類

## 第10条（補助金の額の確定）

村長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

## 第11条（補助金の請求及び交付）

前条により確定通知書を受けた者は、確定通知書の交付日から起算して30日を経過した日または、交付決定のあった日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出するものとし、村長はこれに基づき補助金を交付する。

## 第12条（補助金の返還）

補助金対象者が、虚偽その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたときは、村長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の全額を返還しなければならない。

## 第13条（補足）

要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は村長が別に定める。

### 附則

#### （施工期日）

この要綱は平成23年10月1日から施行し、同日以降、当該年度の3月31日までに完成した工事の申請に係る補助金から適用する。

### 附則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附則**

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

**附則**

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

対象とならない工事

- ・国、県又は、村のほかの補助制度の対象となる工事と重複する部分の工事
- ・門庭に関する工事
- ・電話、インターネットの配線工事
- ・新設の浄化槽、水道への接続工事
- ・宗教関係施設

次の製品等は補助基本額の対象外とする。

- ・住宅リフォームに直接関係しない備品、製品、消耗品
- ・事業用資産に関するもの
- ・その他、村長が認めないもの